

南九州市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月3日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第6号

南九州市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南九州市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年南九州市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

片道 10km 以上 15km 未満	340	1,420	2,840	4,260	5,680	7,100
片道 15km 以上 20km 未満	480	2,000	4,000	6,000	8,000	10,000
片道 20km 以上 25km 未満	610	2,580	5,160	7,740	10,320	12,900
片道 25km 以上 30km 未満	750	3,160	6,320	9,480	12,640	15,800
片道 30km 以上	890	3,740	7,480	11,220	14,960	18,700

を

片道 10km 以上 15km 未満	350	1,460	2,920	4,380	5,840	7,300
片道 15km 以上 20km 未満	500	2,080	4,160	6,240	8,320	10,400
片道 20km 以上 25km 未満	640	2,700	5,400	8,100	10,800	13,500
片道 25km 以上 30km 未満	790	3,320	6,640	9,960	13,280	16,600
片道 30km 以上	940	3,940	7,880	11,820	15,760	19,700

に改

める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。